

【「発見！ふくしま」キッチンカープロジェクト】

キャンペーン参加事業者 募集要項

（兼 参加事業者誓約事項）

2025 年 6 月 2 日

<「発見！ふくしま」ふくしまレストラン運営事務局>

～はじめにお読みください～

このキャンペーンは、東京電力ホールディングス株式会社が行う福島県産品の魅力を再「発見」いただくための活動「発見！ふくしま」の一環として、キッチンカーの事業者の皆様にはふくしまの海産物「常磐もの」をはじめとした福島県産品を活用いただくために実施しております。

1. キャンペーン内容

「KITCHENCAR'S JAPAN」サイト内の募集案件で福島県産品を使用したメニューを提供された事業者様には出店料を補填させていただきます。

【出店時の条件】

(1) キャンペーンの対象となる出店場所は、東京・神奈川・千葉・埼玉とします。

(2) 出店時に福島県産品を活用したメニューを 1 品以上提供いただきます。

使用される福島県産食材がお料理のメイン食材となるようなメニュー考案をお願いします。

<参考>



常磐もの(福島県産)のカツオを使用した
キーマカレー



福島県産のお米を使用したおにぎり

(3) 出店料の補填額は最大¥7,500/回までとし、キャンペーンの利用回数制限は 3 回までとします。

＊例：出店料が¥8,000 となった場合は、事務局より¥7,500 をお支払いし、¥500 は事業者様負担となります。

(4) 出店日の 2 日後までに営業写真、売上を事務局より指定するフォームで報告を行っていただきます。

・福島県産品の仕入れ業者については面談時にご紹介可能です。また、すでにお繋がりのある業者から仕入れを行っていただいても問題ありません。

・出店の際に指定の「卓上ミニのぼり」や「カーサンシェード」などの PR ツールを設置いただきます。

* PR ツールは事前に事務局より提供いたします。



2.募集要項

(1) 必要条件

- ・キッチンカーを保有し営業を行っている方
- ・自動車運転免許をお持ちの方
- ・食品衛生責任者、またはそれに準ずる資格をお持ちの方
- ・PL 保険および施設賠償責任保険に準ずる保険に加入されている方
- ・出店を行う地域の営業許可証の保有をされている方

(2) 募集事業者数

5～8 事業者

(3) 最低営業期間

1 年以上

(4) 提出書類

- ・食品衛生責任者資格またはそれに準ずる資格
- ・出店を行う地域の営業許可証の写し
- ・各種保険証書の写し（自動車任意保険、PL 保険、施設賠償責任保険）
- ・キャンペーン参加誓約書

* 上記の書類については採択後ご提出いただきます。

3.キャンペーンの流れ

(1) キャンペーンへの応募

KITCHENCAR'S JAPAN のホームページ内から応募をお願いします。

(2) キャンペーン採択通知

いただいた応募の中から厳正な審査の上、採択者にのみ事務局からご連絡させていただきます。

<採択通知スケジュール>

第一回 2025 年 6 月 23 日(月)～6 月 27 日(金)

第二回 2025 年 7 月 21 日(月)～7 月 25 日(金)

第三回 2025 年 8 月 25 日(月)～8 月 29 日(金)

第四回 2025 年 9 月 22 日(月)～9 月 26 日(金)

* 応募の状況により、スケジュールを変更させていただく可能性がございます。

(3) 面談

事務局がお伺いさせていただき、対面での面談を実施させていただきます。

<面談の主な内容>

- ・「発見！ふくしま」の活動について
- ・キャンペーン内容について
- ・福島県産の食材や仕入れ方法・メニュー開発について
- ・今後のスケジュールについて
- ・既存の仕入先情報の確認

(4) 出店フォーム申請

福島県産品を使用したメニューが決定いたしましたら、事務局より指定するフォームに、出店案件、提供メニューを入力いただきます。

(5) 出店

出店フォームで申請された日程で福島県産品を使用したメニューを提供し、PR ツールを設置いただきます。

(6) 報告

出店を行った 2 日後までに事務局より指定するフォームに営業写真、売上を報告いただきます。

(7) 出店料のお振込み

出店料は一度「KITCHENCAR'S JAPAN」にお支払いいただき、お支払いされた金額に応じて御請

求書を事務局にご発行ください。当月末締め翌月末払いでお振込みさせていただきます。

* 出店料の補填の上限は¥7,500(税込)までとします。出店料が¥7,500 に満たない場合は、それに
応じた金額をお振込みさせていただきます。

4.キャンペーン参加誓約事項

「発見！ふくしま」ふくしまレストラン運営事務局(以下、「事務局」という)が主催する『「発見！ふくしま」キッチンカープロジェクト(以下、「本キャンペーン」という)』に応募される前に、募集要項 兼 参加事業者誓約事項（以下、「本誓約」という）をよくお読みください。なお、本キャンペーンに応募いただいたキッチンカー事業者（以下「事業者」といいます）は、応募いただいた時点で、以下の内容に同意いただいたものとみなします。また、採択後の面談の際に下記項目事項について「キャンペーン参加誓約書」を事務局・事業者間で結ばせていただきます。

【営業許可等】

事業者は、キッチンカーによる販売にあたり、次の各号に定める内容を満たさなければならない。

- (1) 販売する飲食物に必要な食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく営業許可証の交付を受けていること。
- (2) 販売する飲食物に必要な食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で義務付けられた表示を行っていること。
- (3) 生産物賠償責任保険又はそれに類似する保険の保険証を有していること。

【参加事業者の要件】

事業者の要件は、キッチンカーによる営業を行う飲食店事業者で、次の事業者以外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員または代表として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる者
- (3) 公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他、「発見！ふくしま」ふくしまレストラン事務局が不適當であると認める者

【瑕疵および損害賠償】

事業者の責務（仕入食材、商品の製造工程並びに販売の瑕疵）によりキッチンカー利用者に損害が生じた場合はその債務は事業者が負うものとし、事務局はこれを一切賠償しない。また事業者が、第三者および施設に対して損害を与えた場合は、事業者の責任において対処しなければならない。

【留意事項】

以下の留意事項を遵守することとする。

- (1) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、事業者が各自で用意すること。
- (2) プロパンガスなど火器を使用する場合は、事業者が消火器を持参のうえ、取扱いには十分注意すること。
- (3) 販売終了後は自身でゴミ・排水を持ち帰ること。
- (4) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）。
- (5) 販売品についての事故や苦情は、事業者の責任とし、迅速に対応すること。
- (6) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある。

【秘密保持】

1. 本誓約の当事者は、本キャンペーンの遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。なお、秘密情報の開示の方法は、文書、口頭、電磁的記録媒体、電子メール等その態様を問わない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本誓約における秘密情報には該当しない。

- (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
- (5) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3. 第1項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。

- (1) 自己及び関連会社の役員及び従業員、並びに自己及び関連会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士等に対して、本キャンペーンの遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとする。
- (2) 法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとする。

4. 本誓約の当事者は、事前に相手方から書面による承諾を得た場合に限り、相手方から提供を受

けた秘密情報について、必要な範囲で複製又は改変することができる。この場合において、秘密情報を複製又は改変して得られた情報も秘密情報に含まれるものとする。

5. 本誓約の当事者は、本キャンペーンが終了した場合又は相手方が請求した場合、相手方の指示に従い、秘密情報（秘密情報の複製物も含む。）を相手方に返還又は破棄の上、その旨を証する書面を相手方に提出しなければならない。

【損害賠償】

本誓約に違反した当事者は、当該違反に起因又は関連して相手方が被った損害を賠償するものとする。

上記誓約事項全てに同意の上、お申し込みください。

お問い合わせ先

「発見！ふくしま」ふくしまレストラン運営事務局

(株式会社トライビート)

〒107-0062

東京都港区南青山 2-11-17 第一法規ビル 2F

メール：fukushimarestaurant@tribeat.com